

## 維新の会の主張と大阪市の主張の対比

課題	維新の会の「大阪都構想」	大阪市の主張
府と市の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪都にして一つに</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関西州の結果として府は必然的に解消される。</li> </ul>
市の分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>今の大阪市を8つに分割し、それぞれが独立した自治体に。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化的、歴史的に一体の市をバラバラに分割することは住民無視。</li> <li>大都市・大阪の力を失うことになる。</li> </ul>
二重行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪都と特別区を設けることで解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>府と市の役割分担を明確にするだけで解消できる。</li> </ul>
区の自主性	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立した自治体とする。</li> <li>区に区議会をつくる。区長は公選。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の区の権限や予算を強める。</li> <li>区政会議、区政評価のシステムを設ける。</li> </ul>
区の効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>区会議員の減員、ボランティア制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今の区割で市民サービスを確保。</li> <li>行政効率性はブロック制で高める</li> </ul>
広域行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪都で行う。</li> <li>そのあとで関西州をめざす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の府県域では限界。関西州で行う視点が不可欠。</li> <li>関西州ができるまでは府と市で分担。</li> </ul>
関西州実現の際の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪都を残すか、残さないか不明。</li> <li>区をどうするかも不明。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎自治体（市町村、大都市）、関西州、国による構造。</li> </ul>
市町村間の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪都が調整機能を有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水平連携による協力体制の構築</li> </ul>
競争力を高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪都＝現行の大阪府のエリアで競争力を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関西全体で競争力を高める視点が今の時代は不可欠。</li> </ul>
成長戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模インフラ整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業構造の転換を踏まえた創造型産業（環境、医療、介護、観光分野）への重点投資。</li> </ul>

# 東京都の首都としての特異性

## ○東京都制の成立(昭和18年6月)

- ・「帝都たる東京に真の国家的性格に適応する体制を整備確立すること」
- ・「帝都に於ける従来の府市併存の弊を解消し、帝都一般行政の、一元的にして強力な遂行を期すること」
- ・「帝都行政の根本的刷新と高度の効率化を図ること」

## ○「首都建設法」の制定(昭和25年6月制定)

目的→東京都を新しく日本の首都として建設するに当って、

- ① 東京はあくまで一地方公共団体としての東京都だけではなく、新しくわが平和国家の政治、経済、文化等の中心地として、また世界各国と交渉を持つ中心としての首都を誕生させること。
- ② 首都としての有機的機能に着目し、首都において行われる国家の中核活動をより能率的に、より効果的になし得るように計画し、建設すること。
- ③ 諸施設を計画し、建設するに当っては、国家的問題として、政府がこれを取上げ、全国民がこれに参画し、協力し、援助し、関心を持って達成される必要があること。

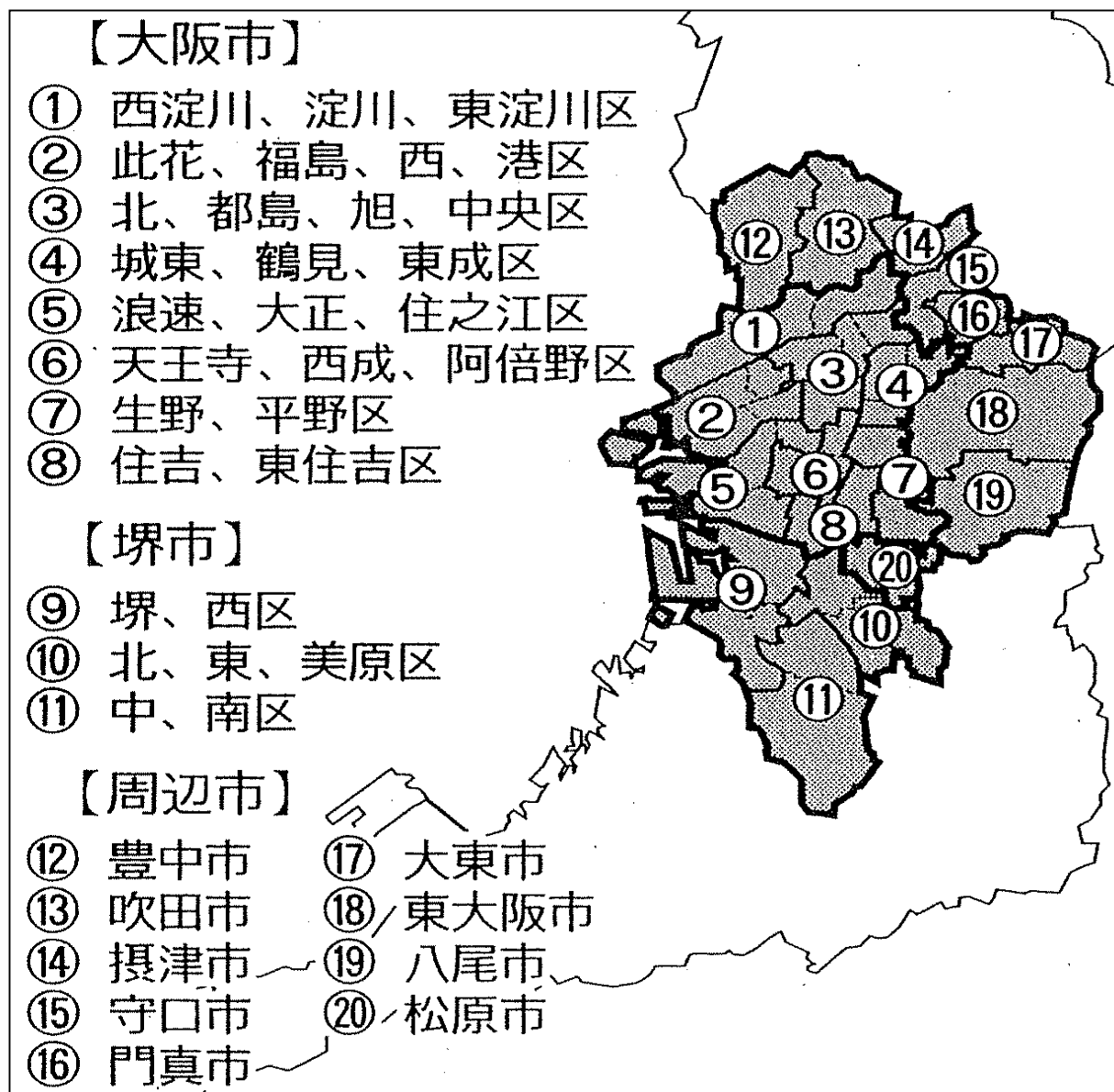
## ○「首都建設法」を廃止して「首都圏整備法」を制定(昭和31年4月)

首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、日本の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的と制定された。

※首都圏の範囲 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県

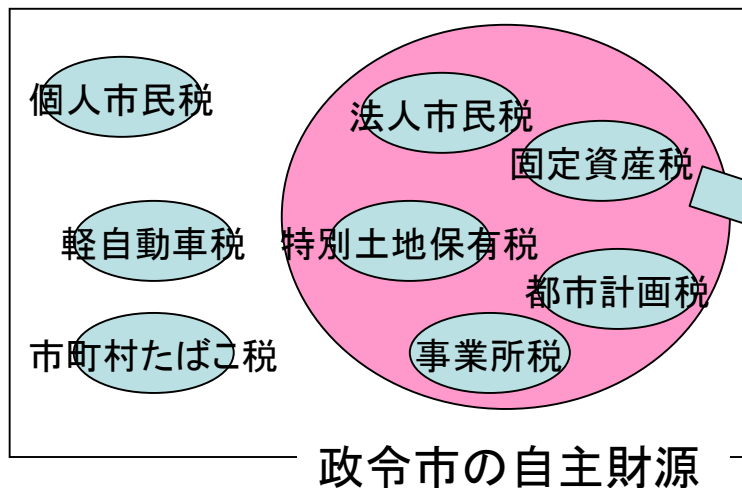
(参考「公益財団法人 特別区協議会」資料より)

## 「大阪維新の会」による大阪都・特別区の区割り案



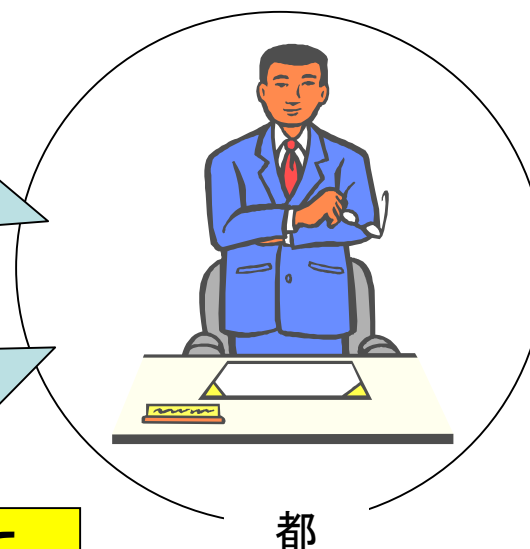
# 都制は「まちづくり」に関する財源と権限を地域から奪います。

都制度で市から奪われる「まちづくりの財源(市税)」は次のとおりです。

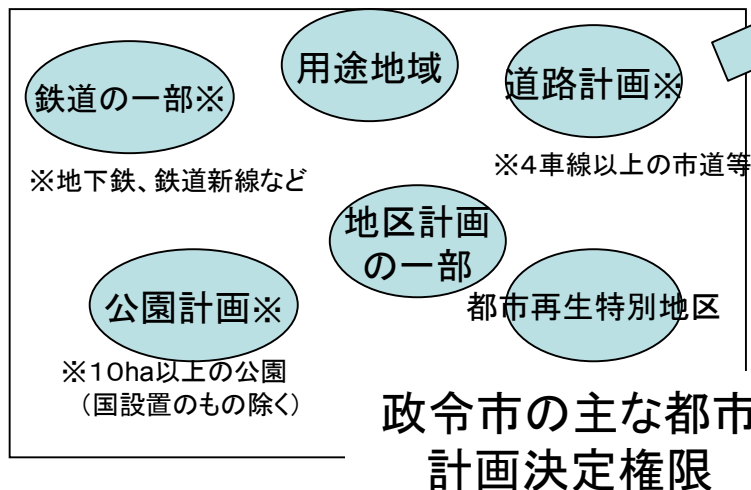


五つの税の  
使い方は  
都で決定(※)

※調整交付金として一部  
は特別区に交付されます。



都制度で奪われる市の「まちづくりの権限(都市計画決定権限)」は次のとおりです。



「まちづくり」に  
関連する主な事項は  
都で決定

これらの権限は、主に第一次地方分権改革の  
成果として、平成12年に府県から政令市に権  
限が移されたものです。

## 都制になった場合に奪われる都市計画決定権限①

政令市が持つ、市民生活や自らのまちづくりに密接に関連する都市計画決定権限が大阪都のものになり、市で決められなくなる。

【例】

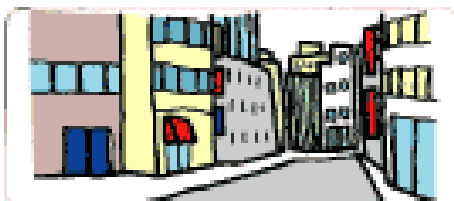
### ○土地利用や建物の基本的なルールを定める「用途地域」

- ・用途地域の指定や変更が市で決められなくなる。

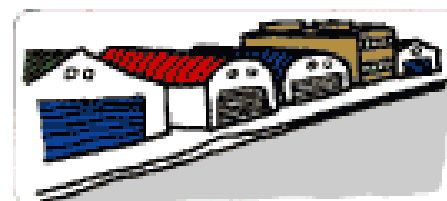
【イメージ】



(住居系の用途地域)



(商業系の用途地域)



(工業系の用途地域)

### ○市民生活や都市活動を支える「道路」の大部分

- ・市道(4車線以上)や府道(現在は市が決定)などを大阪府が決定することとなり、大阪市域の道路計画の大部分が、市で決められなくなる。

\* 例えば、市内の未整備の都市計画道路のうち、4車線以上の市道などの割合は約80%



(長居公園通り)



## 都制になった場合に奪われる都市計画決定権限②

### ○市民の生活に潤いをあたえる「公園」の一部

・10ha以上の公園計画が、市で決められなくなる。

例えば)大きいものでは 大阪城公園や長居公園から  
約10haの桃ヶ池公園、住吉公園、千島公園など



(大阪城公園)



(桃ヶ池公園)



(住吉公園)

### ○大阪市の再生を牽引する「都市再生特別地区」や「地区計画」の一部

・自分たちのまちの再生が、市で決められなくなる。

ハービスエント  
(西梅田地区の地区計画)



(大阪駅北地区開発などの都市再生に関連するまちづくり)

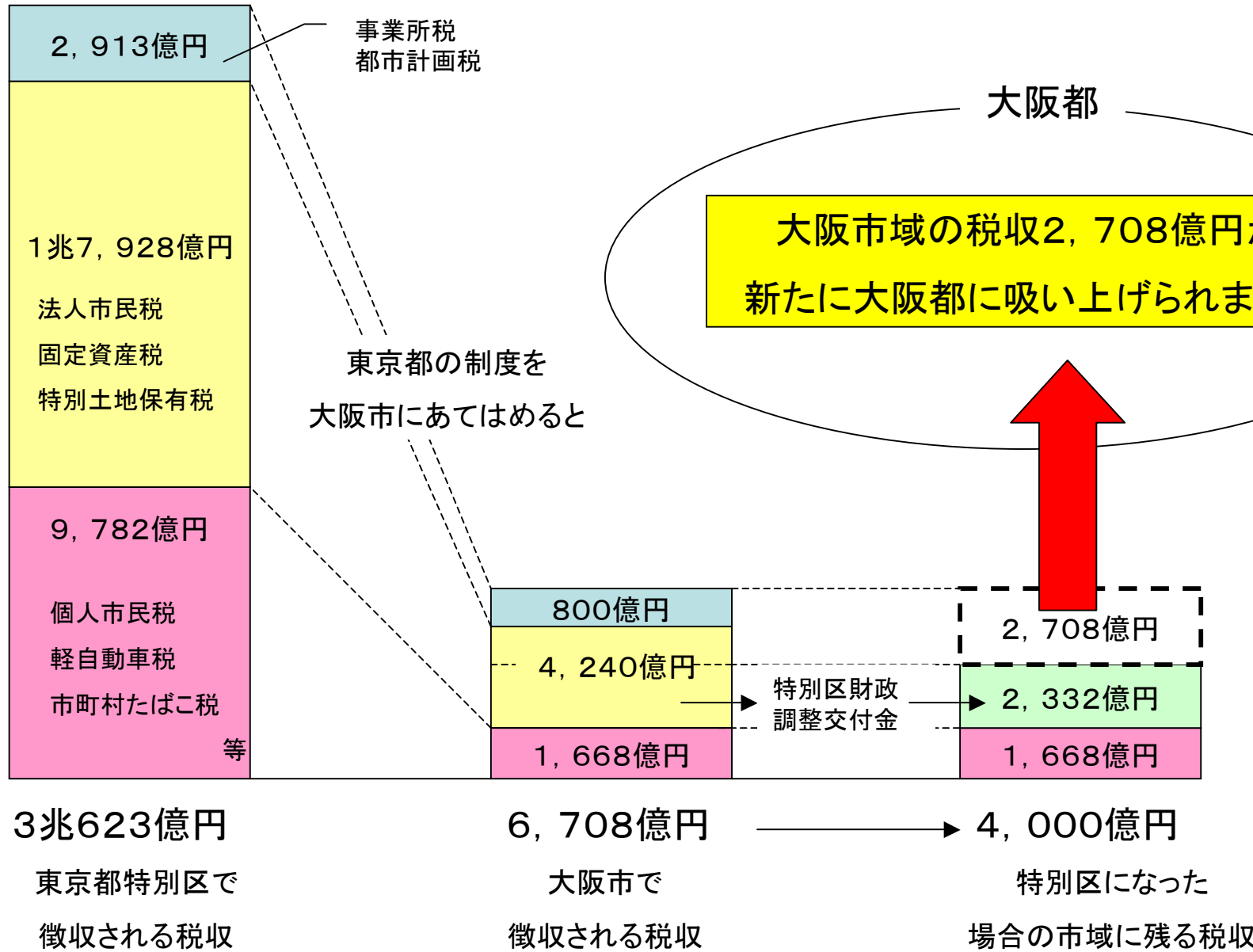


USJ (R)  
(此花西部臨海地区の地区計画)



# 都制は大阪市域の税収を吸い上げます。

(20年度決算額)



大阪市域の税収2,708億円が  
新たに大阪都に吸い上げられます。

## 都制になれば新たに費用がかかります。

### ○ 議員数など

	人 口	議 員 数	10万人当たり 議員数	議 会 費	10万人当たり 議会費
大 阪 市	2,522,918人	89人	3. 53人	約29億円	115,191千円
東京23区合計	8,476,919人	908人	10. 71人	約169億円	199,550千円
	平均 368,562人 最大 831,224人 最小 46,272人	平均 39.5人 最大 52人 最小 25人		平均 約7.4億円 最大 約9.7億円 最小 約5.4億円	

3. 0倍

1. 7倍

### 仮に、東京23区の例にあてはめると、

- ・ 議員数は現在よりも**181人**増えます。 89人 → 270人 ( 2,522,918人 / 10万 × 10.71人 )
- ・ 議会費は現在よりも**21億円**増えます。 29億 → 50億 ( 2,522,918人 / 10万 × 199,550千円 )

### ○ その他に新たに行政機関が必要です。

- ・ 教育委員会事務局、監査委員会事務局など
- ・ 市税事務所
- ・ 道路管理事務所(工営所)
- ・ 公園事務所

現在は本庁のみ  
現在は市内6ブロック  
現在は市内7ブロック  
現在は市内5ブロック

特別区単位となれば非効率に  
※ 30万人規模に再編となれば  
8~9に分割



## 都制になれば、住民サービスのための必要な税収が減ってしまう。

(平成20年度決算ベース)

### ○大阪都になれば

特別区の税収 人口1人当り  
(総額)

現在の市 25万円 → → 15万円  
(6,708億円) (4,000億円)

特別区としての  
財政調整後

大阪都の税収 人口1人当り  
(総額)

現在の府 15万円 → → 18万円  
(13,567億円) (16,275億円)

※東京都はもともとの額が多い。

特別区税収 人口1人当り 23万円(総額: 19,783億円)

東京都税収 人口1人当り 44万円(総額: 45,903億円)

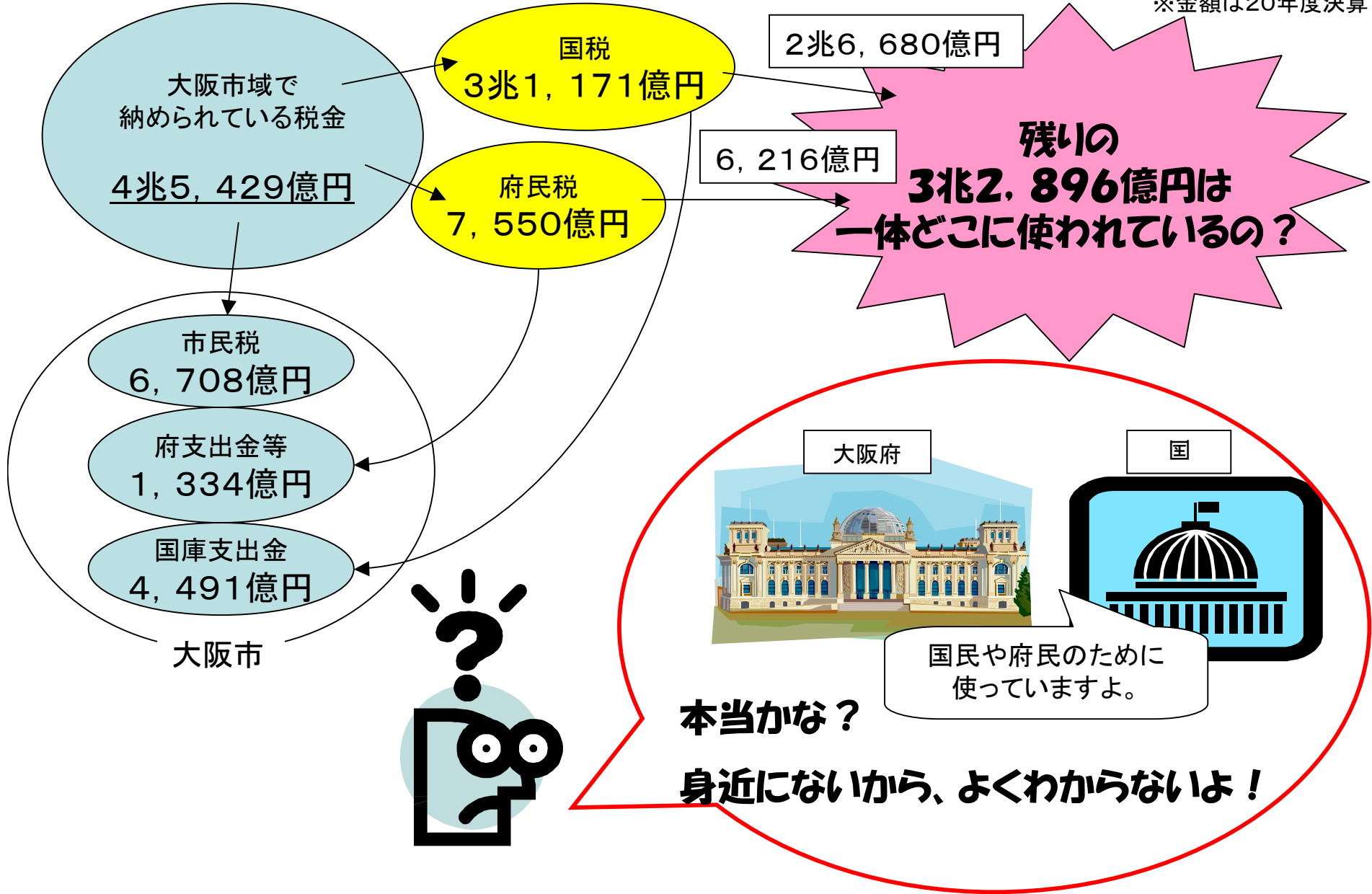
- ・特別区の一人当り税収は、市は25万円から15万円に減少(東京都特別区の2/3)  
→区独自の住民サービスのための財源が確保できるのか？
- ・大阪都の一人当り税収は、府は15万円から18万円にしか増えない(東京都の1/2程度)  
→大阪都になっても、東京都のような、大都市機能が果たせるのか？



「大阪都」だけ作っても税収全体の量は増えません。みんながジリ貧になるだけです。

**税金の使い道を、市民にわかりやすくすることこそが地域主権です。**

※金額は20年度決算



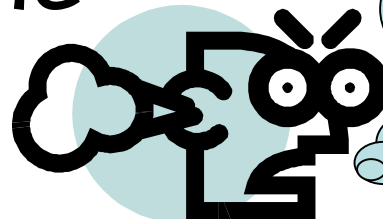
## 市域での府税の使い道がよくわかりません。

府は大阪市域への支給実績は8,188億円と説明しています。

教育費	1988億円
商工労働費	1864億円
都市整備費	112億円
健康福祉費	989億円
警察費	1110億円
住宅まちづくり費	169億円
税交付金等	872億円
その他	1084億円 (21年度予算)

(22年3月府議会・府総務部長答弁)

だけど



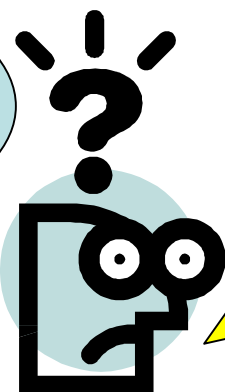
警察や高校はわかるけど、府は他に何しているの？

一方で

市内の府税が  
7,550億円\*

※20年度決算

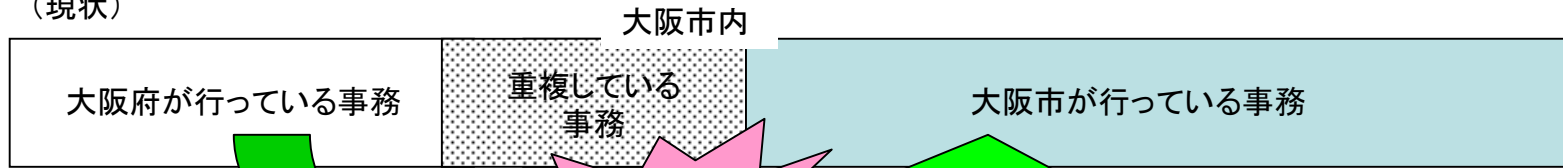
だったら



わざわざ、府でやる必要があるの？  
市内のことは市でやれば安くすむんじゃないの？

# 大阪市が主張する「真の」地域主権

(現状)



重複事務を  
解消するために

大阪市内の府の事務はすべて大阪市が行う。

「基礎自治体優先の原則」の最大限尊重

そのために

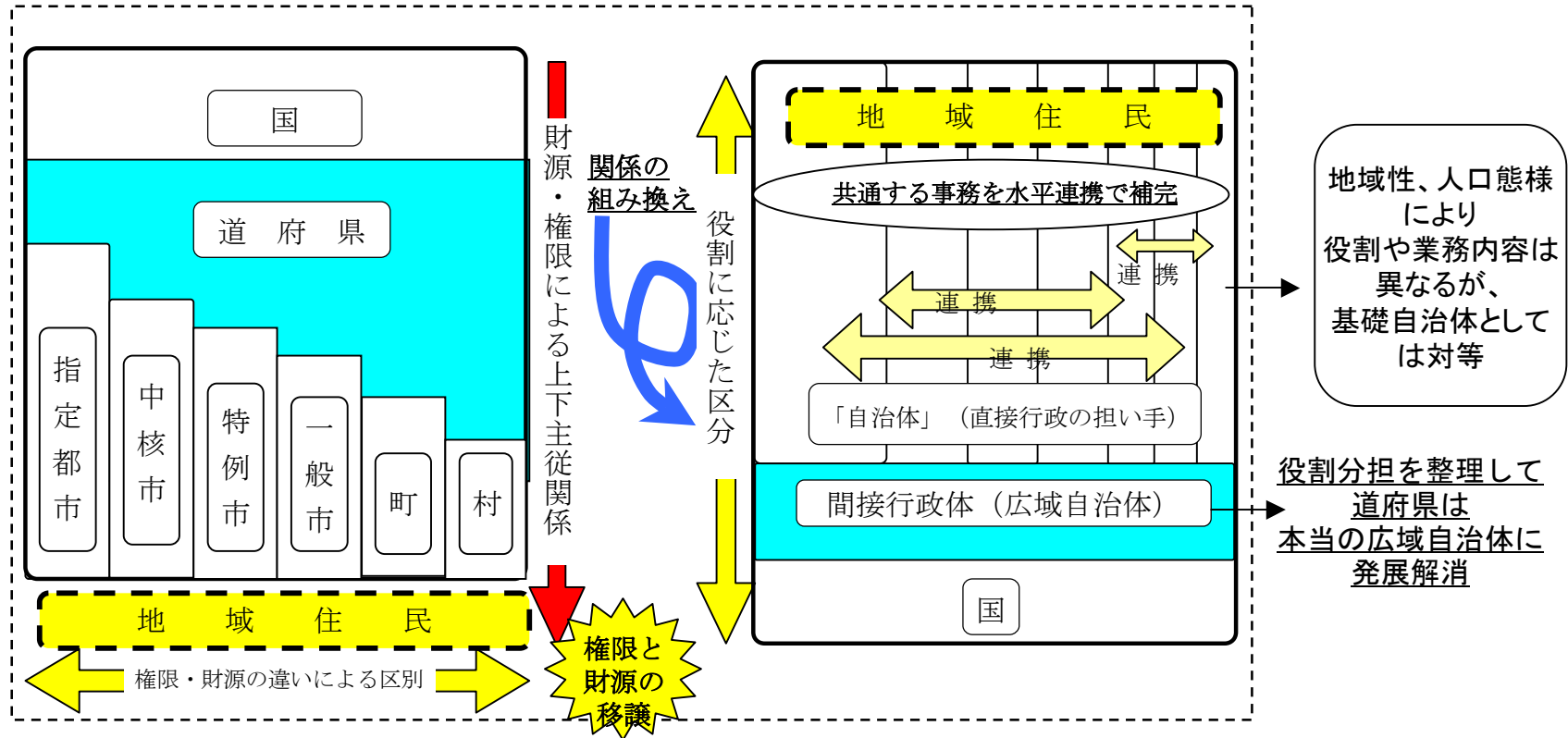
大都市の高い行政能力を最大限活用して、業務効率性向上

- 大阪市内で徴収される府税はすべて大阪市税とする。
- どうしても府が行わなければならない事務に対しては、負担金の請求に基づき支払う。

**わかりにくい府税の使い方を改めて、  
住民のための自主財源を確保し、  
基礎自治体の主権回復を！**

# 「基礎自治体優先の原則」(※)に基づく あるべき基礎自治体・広域自治体(道州)・国の行政体制の概念図

※『住民に近いところで行われる決定ほど望ましい』という考え方にに基づき、市町村ができることは、まず市町村で、どうしてもできないものだけを広域や国で行う考え方で、地域主権の基本原則。

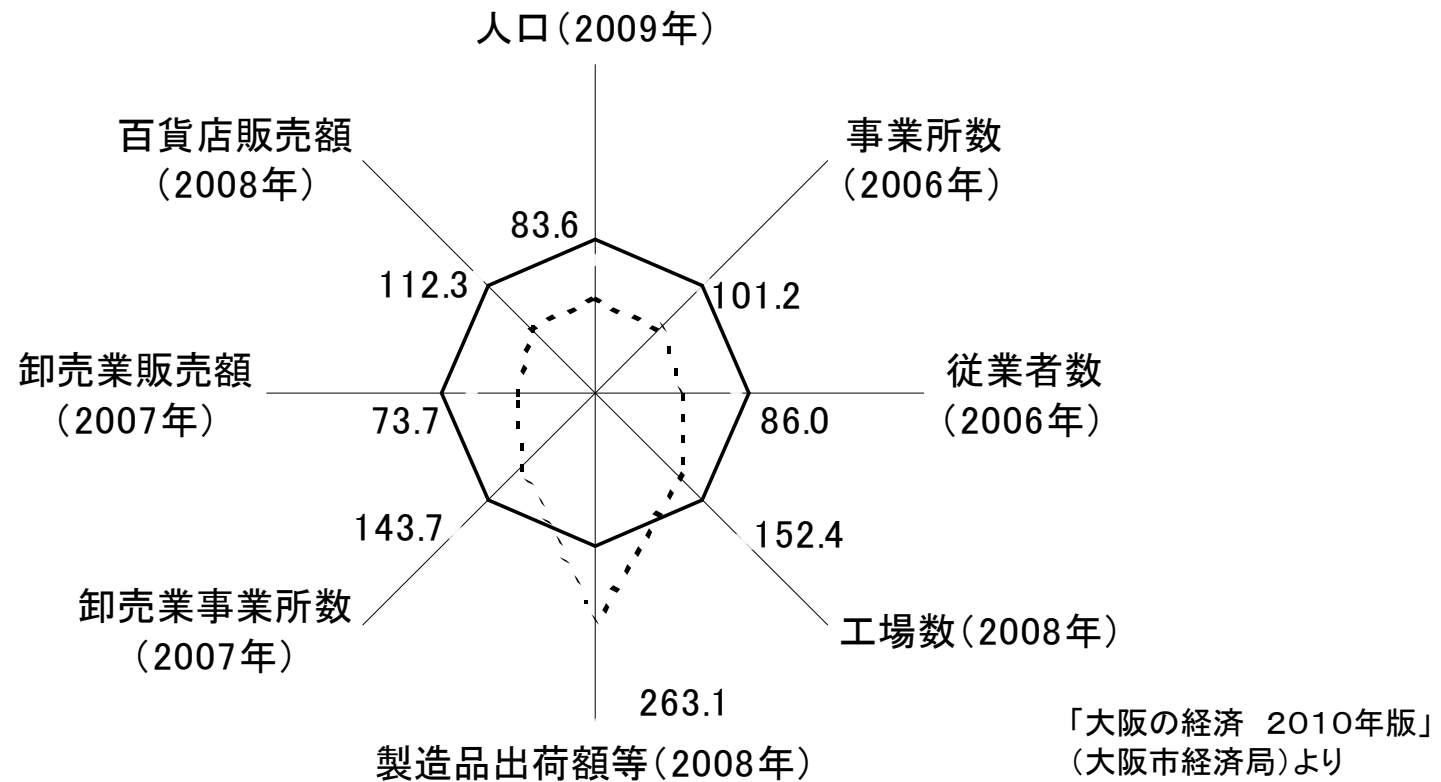


警察や府県域にまたがる広域物流基盤施設の整備運営、広域防災計画、感染症、食品安全対策、環境保全策、治水事業などが広域自治体の本来事務

すなわち、それ以外の事務はすべて市町村の本来事務。



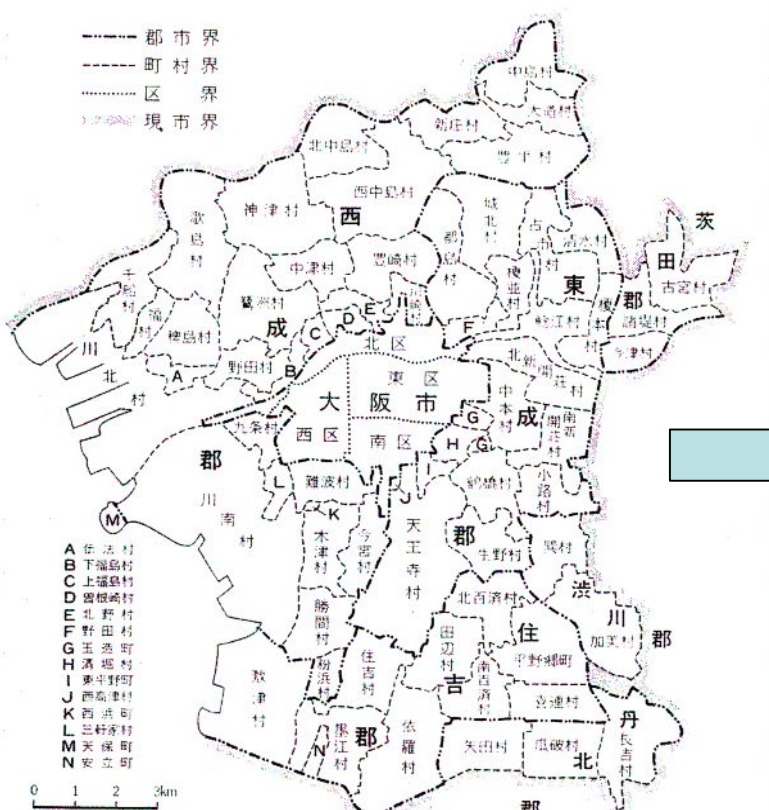
**大阪市は東京区部にも匹敵するほど、  
経済・生産活動機能が高密度に集積しています。**



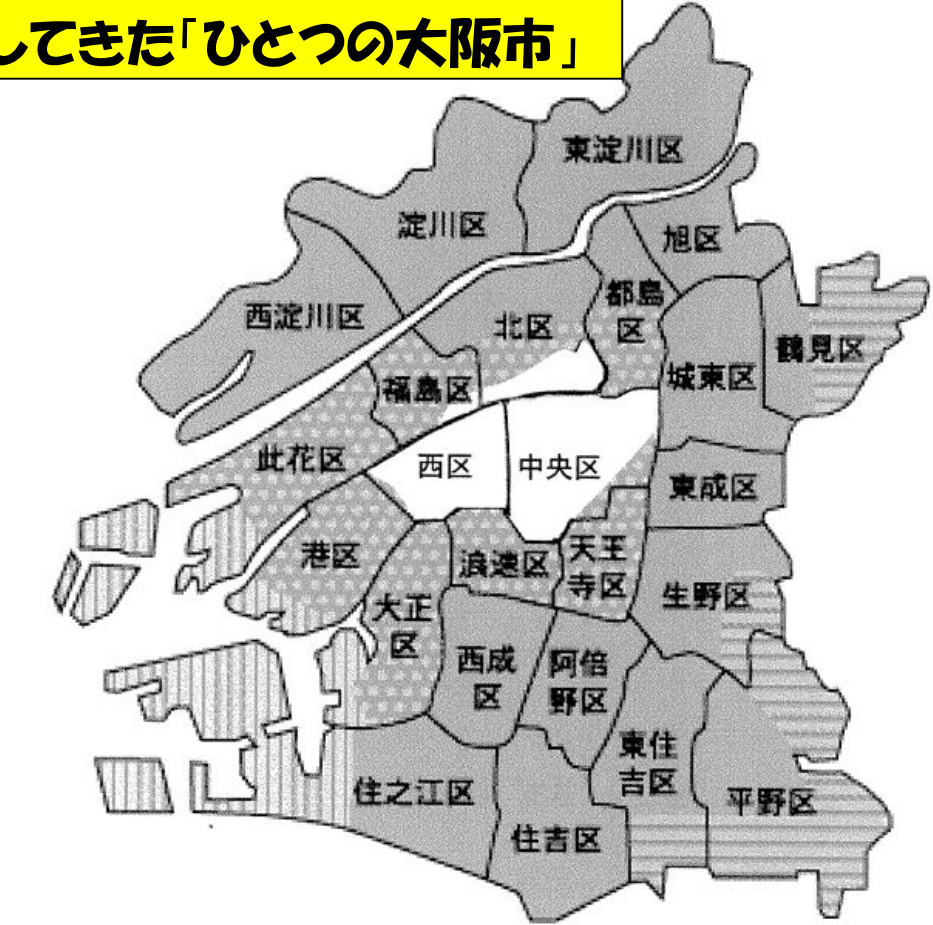
大阪市 —— 東京都区部=100 - - - - - 名古屋市

注: 1km<sup>2</sup>あたりの各項目の密度を東京都区部の数値を100として比較したもの。  
人口は10月1日の数値。

# 都市課題解決のために合併し、成立してきた「ひとつの大阪市」



市政町村制施行時の現大阪地域 (明治22年)「大阪百年史」附図



	明治22年4月 (市制施行)...15.27平方キロメートル	市域は非常に狭く、実質上江戸時代の大坂三郷を市域とした。
	明治30年4月 (第1次市域拡張)...55.67平方キロメートル	拡張理由)・上水道の水源、大阪駅、港湾編入の必要性。・住宅・工場立地など周辺町村との関係の密接化。・周辺町村の本市編入への強い希望。
	大正14年4月 (第2次市域拡張)...181.68平方キロメートル	拡張理由)・本市の工業都市としての飛躍的発展の結果、周辺町村への居住が進み、単一の都市的社會を構成。 ・周辺町村では、人口増大に対応する教育・保健施設、道路・下水道等が整備されず、都市計画上、衛生上大きな問題が生じる懸念。
	昭和30年4月 (隣接6カ町村編入)...202.31平方キロメートル	拡張理由)・戦後、戦災の小さい周辺部で人口が急増し、隣接市町村とは、戦前にも増して単一の市生活圏を形成。
	昭和40年以降 (埋立によるもの)	現在の市域面積...222.43平方キロメートル

## 区別市税決算額の差(20年度)

	市税決算	うち・法人分	構成比(%)
北区	1,156	857	74.1
都島区	125	48	38.4
福島区	143	82	57.3
此花区	134	98	73.1
中央区	1,742	1,187	68.1
西区	403	276	68.5
港区	118	64	54.2
大正区	99	55	55.6
天王寺区	184	68	37.0
浪速区	159	102	64.2
西淀川区	181	90	49.7
淀川区	413	226	54.7
東淀川区	184	79	42.9
東成区	113	48	42.5
生野区	133	39	29.3
旭区	110	22	20.0
城東区	166	59	35.5
鶴見区	117	43	36.8
阿倍野区	160	63	39.4
住之江区	253	170	67.2
住吉区	155	33	21.3
東住吉区	143	32	22.4
平野区	195	56	28.7
西成区	101	41	40.6
大阪市全体	6,687	3,838	57.4

### 最大と最小の比較

・市税総額 ⇒ 17.6倍

・法人分税額 ⇒ 54.0倍

・法人分税額の構成比  
⇒ 3.7倍

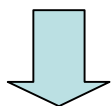
(単位:億円)

注 市税決算額[法人分]は、法人市民税、法人純固定資産税、法人都市計画税、事業所税の合算値。(財)大阪市都市型産業振興センターによる推計。20年度分の調定済額。

出典 「大阪の経済 2010年版」(大阪市経済局)

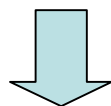
## 地域状況の差による行政ニーズの多様性

出生率 (20年)		
1	A区	13.0
2	B区	10.8
3	C区	10.6
22	X区	7.0
23	Y区	6.4
24	Z区	5.1



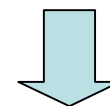
最大／最小：2.5倍

高齢化率・% (17年)		
1	A区	29.1
2	B区	23.5
3	C区	23.4
22	X区	17.1
23	Y区	16.9
24	Z区	14.5



最大／最小：2.0倍

生活保護率・‰ (20年度)		
1	A区	179.9
2	B区	75.4
3	C区	60.0
22	X区	17.8
23	Y区	11.5
24	Z区	10.5



最大／最小：17.1倍

## 大阪市の主な地域活動団体

＜団体数＞【市組織設置年】※記載のないものは不明	
地域振興会	＜24区331連合＞【1975】★赤十字奉仕団は1949～
地域女性団体協議会	単位女性会＜24区217＞【1949】
青少年指導員連絡協議会	校下青少年指導員会【1972】★個人委嘱は1954～
青少年福祉委員連絡協議会	校下青少年福祉委員会【2004】★個人委嘱は1956～
子供会育成連合協議会	単位子供会＜24区884＞【1955】
青年団体協議会	校下単位会【1946】
地域（地区・校下）社会福祉協議会	＜323地域＞
各区民生委員協議会	＜24区＞【民生委員法ができた1948】
(社)大阪市老人クラブ連合会	単位老人クラブ＜約1,400＞
体育指導委員協議会	＜24区＞【1963】★個人委嘱は1958～
体育厚生協会	体育厚生協会各支部・分会（市及び区レベルの組織） 【1945】
公園愛護会	＜882＞【1963～】
小学校区教育協議会	各小学校区教育協議会（はぐくみネット） ＜297＞【2002～】



# 小学校校下型の 協働システムのイメージ



## 主体的な地域運営の仕組み

・各種団体や企業、多様な人材が集まり協働して取り組む  
・連合振興町会、地域社会福祉協議会などを軸とする

連合  
振興町会

地域  
社会福祉  
協議会

女性会

...

...

社会教育  
団体

さまざまな地域活動

地域課題の解決

企業・  
通勤者

地域住民  
(=人材)

活動の担い手  
の拡大

学校園・  
PTA

NPO

商店街

福祉施設  
・病院

支援  
(協働)

地域課題の  
共有化

## 地域を支える区役所に

- ・区役所の役割や位置づけの明確化
- ・地域担当制の強化
- ・職員のコーディネート力の育成
- ・地域活動に合わせた勤務時間の適用
- ・地域支援に必要な事業・権限を区役所に移譲

※新たな市政改革骨子(案)より

## 区役所



提言、区役所評価など

## 区政会議(仮称)

- ・区民の意見を区政に反映し、チェックできるしくみ
- ・構成メンバーとして、行政協力団体の代表や公募区民、区選出市議員など、具体化にあたっては、各区の実情に応じて編成

おおむね小学校区単位

# 府市統合(都制)実現だけでは、効率は高まりません。

20年度普通会計決算(単位・円)	大阪府+大阪市	東京都+23区	差額
議会費	1,511	2,451	-940
総務費	71,936	114,381	-42,445
(うち積立金除く)	48,902	71,100	-22,198
民生費	257,305	204,184	53,121
老人福祉費	41,602	41,394	208
児童福祉費	53,514	63,712	-10,198
生活保護費	101,961	40,248	61,713
その他	60,228	58,830	1,398
衛生費	51,849	46,393	5,456
労働費	2,688	3,332	-644
農林水産業費	1,701	1,560	141
商工費	81,981	33,489	48,492
土木費	139,033	121,681	17,352
道路橋りょう費+街路費	30,825	40,002	-9,177
河川海岸費	7,147	3,230	3,917
港湾費	11,698	3,550	8,148
住宅費	48,624	16,281	32,343
その他	40,739	58,618	-17,879
警察費	29,114	49,451	-20,337
教育費	125,956	124,931	1,025
災害復旧費	23	358	-335
公債費	119,207	83,402	35,805
諸支出金	11,011	6,290	4,721
小計	908,674	811,114	97,560
(うち積立金除く)	885,640	767,833	117,807
その他	15,803	97,423	-81,620
歳出総額	924,477	908,536	15,941
(うち積立金除く)	901,443	865,255	36,188

府市合計と東京都区合計の人口当たりの歳出比較では、97,560円(「その他」を除く)府市合計額が高い。

高い原因を、府市の二重行政と指摘する意見もある。しかし、その主な要因は

- 生活保護費
- 商工費(中小企業向け融資制度)
- 住宅費(公営住宅の数)
- 公債費

であり、これらは府市が統合されただけでは解消できない。

**逆に、議会費、総務費が東京都の方が高く、都制の非効率性を示している。**

「人口当たり普通会計決算の府市合計と東京都区合計の比較」(大阪府自治制度研究会・資料より)

# 「大阪都」構想の正体

## 大阪都は地域コミュニティの破壊

- ・ 大阪市分割は、地域振興会、社会福祉協議会など地域団体の崩壊につながる。

## 大阪都は高コスト

- ・ 東京 23 区の例に当てはめると、大阪都の導入により、大阪市域の議員数は、181 名増。(89 名→270 名)
- ・ それに伴い、議会費も 21 億円増える。(29 億円→50 億円)  
果たして本当に、議員がボランティアでできるのか。
- ・ 大阪市の分割により、各特別区に教育委員会事務局や監査委員会事務局などを設けることとなるため、更なる非効率化を招く。

## 大阪都構想は、大阪府の借金状況の隠蔽

- ・ 大阪府には、減債基金借り入れが5, 202億円(H21 末)。別途、単年度収支不足が毎年100億円から900億円発生。  
H22年度から28年度までの要対応額が7, 160億円。
- ・ 大阪市では、同様の問題は発生していない。
- ・ 府議会は大阪市と同様に、厳しい財政状況に至った原因を解明することが必要。
- ・ 大阪府は、自らの努力を放棄し、市営地下鉄の売却など、大阪市の資産で、一気に自らの借金解消をねらっているのではないか。